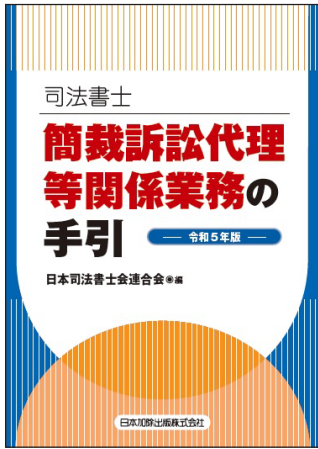


認定審査から実務まで 必要不可欠な業務手引書、最新版！

日本司法書士会連合会 特別研修必読図書



司法書士 簡裁訴訟代理 等関係業務の手引 —令和5年版—

日本司法書士会連合会 編

2022年11月刊 A5判 376頁 定価4,180円(本体3,800円) 978-4-8178-4836-9 商品番号:40246 略号:5簡代

【6年ぶりの改訂！最新の法改正に対応！】

- ✓ 司法書士行為規範（令和5年4月施行）に対応、資料としても収録！
- ✓ 司法書士法改正（令和2年8月1日施行）を反映！
- ✓ 民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和4年法律第48号、未施行）についても区別して加筆！また、平成28年最高裁判決にも言及。

【本書の特徴】

●簡裁訴訟代理等関係業務について、訴額の算定事例、簡裁代理権Q&Aなど、「確実に押さえておきたい業務のポイント」を凝縮。

●各種関係書類のひな形、関係法令、手数料額早見表など、役立つ資料を収録。

17 その他②（民事訴訟手続等のIT化に関する民事訴訟法等の一部を改正する法律—令和4年法律第48号による改正関係）

Q54 民事訴訟法132条の11（電子情報処理組織による申立て）施行された後に、司法書士が委任による訴訟代理に対して訴額140万円以下の訴えを提起するとき、組織による申立て等の方法（オンラインによる訴えの提起）をしなければならないか。

【回答】 民事訴訟法132条の11（電子情報処理組織による申立て）施行された後においては、電子情報処理組織による申立て等の訴えの提起の方法）によらなければならない。^(注1)

【解説】 民事訴訟法等の改正（令和4年法律第48号）により、民事訴訟法132条の10の内容が一部変更されると、改正後の民事訴訟法132条の10及び132

民事訴訟法

（電子情報処理組織による申立て等）
第132条の10 民事訴訟に関する手続は、「申立て等」という。のうち、当該申立て等の規定により書面等（書面、書類、本その他文字、図形等人の知覚によつて表された紙その他の有体物をいう。以下「書面」という。）を提出しなければならないものとして定められているものであつて、

(4) かつて司法書士法人の社員又は使用人司法書士であった司法書士が裁判業務を行ない得ない事件（規範58条2項）行為規範58条2項は次のように定めている。

- 2 司法書士は、かつて司法書士法人の社員等（社員又は使用人司法書士をいう。以下同じ。）であった場合は、裁判業務に係る次の事件（自ら関与したものに限る。）については、裁判業務を行ってはならない。
- (1) 社員等として業務に従事していた期間内に、当該司法書士法人が相手方の依頼を受けて行った事件
 - (2) 社員等として業務に従事していた期間内に、当該司法書士法人が相手方の協賛を受けて賛助し、又はその依頼を承諾した事件
 - (3) 社員等として業務に従事していた期間内に、当該司法書士法人

(注) 令和5年4月1日施行

司法書士行為規範

司法書士の使命は、国民の権利を擁護し、もって自由かつ公正な社会の形成に寄与することにある。
その使命を自覚し、自らの行動を規律する規範を明らかにするため、司法書士行為規範を制定する。
我々は、これを実践し、社会の信頼と期待に応えることをここに宣言する。

第1章 基本倫理

- (使命の自覚)
第1条 司法書士は、使命を自覚し、その達成に努める。
(基本姿勢)
第2条 司法書士は、その職責を自覚し、自由かつ独立の立場を保持して、司法書士としての良心に従って行動する。
(信義誠実)
第3条 司法書士は、信義に基づき、公正

第8条 司法書士は、法制度が国民に信頼され、国民が利用しやすいものとなるようにその改善及び発展に寄与する。
(公益的活動)
第9条 司法書士は、その使命によさしい公益的活動に取り組み、実践するよう努める。

第2章 一般的な規律

- (意思の尊重)
第10条 司法書士は、依頼者の意思を尊重し、依頼の趣旨に沿って、その業務を行わなければならない。
2 司法書士は、意思の表明に困難を抱える依頼者に対して、適切な方法を用いて意思の表明を支援するように努めなければならない。
(秘密保持等の義務)
第11条 司法書士は、業務上知り得た秘密を保持しなければならない。又は利用してはならない。司法書士でなくなった後も同様とする。
2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、その必要の限度において、秘密を開示することができる。

